

第118回京都市消費生活審議会

1 開催概要

- (1) 日時 令和2年9月1日(火) 午前10時から午前11時30分まで
(2) 場所 京都市消費生活総合センター研修室
(3) 出席者 ○消費生活審議会委員18名(五十音順)

大浦 啓子 委員, 大谷 和美 委員, 大本 久美子 委員,
門谷 晴雄 委員, 川口 恭弘 部会長, 川村 幸子 委員,
佐久間 毅 部会長, 高橋 肇子 委員, 鉄尾 紀美子 委員,
中村 千恵美 委員, 長野 浩三 委員, 西川 邦臣 委員,
原 敏之 委員, 松井 元子 部会長, 山本 隆英 委員,
吉政 知広 委員, 若林 靖永 会長, 渡邊 孝子 委員

●京都市

文化市民局

局長 別府 正広

くらし安全推進部長 並川 哲男

消費生活総合センター長 喜多村 正一 ほか

- (4) 傍聴者 1名

- (5) 審議内容等

議事

- (ア)京都市消費生活基本計画(第2次計画)令和元年度推進状況について
(イ)京都市消費生活基本計画(第2次計画)令和元年度重点課題に対する取組状況について
(ウ)京都市消費生活基本計画(第2次計画)令和2年度重点課題に係る実施計画について
(エ)次期京都市消費生活基本計画策定に向けた今後の予定等について
(オ)その他

2 会議録

○若林会長

まず、議事(1)と議事(2)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料1, 資料2について説明 ～

○若林会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○長野委員

京都弁護士会では昨年度6月27日付けで京都市消費生活条例の改正等を求める意見書を提出している。これに関連して幾つか質問と意見を述べたい。

一点目は、昨今、改正された消費者契約法、特定商取引法の規定に、京都市の条例が追いついていない点である。消費者契約法では、不利益事実の不告知について、事業者が重要事項について消費者に不利益となる事実を故意に告げなかった場合のほか、重過失により告げなかった場合も含まれると規定されているが、京都市の条例(条例第20条第1号ウ)では、重過失の要件が整備されていないことなどが挙げられる。これらの見直しについて検討いただきたい。

二点目は、不招請勧誘行為(招かれざる勧誘行為)の規制についての規定である。京都市の条例施行規則(別表1ヒ)では拒絶後の勧誘(消費者が契約の締結の勧誘を受けず、又は契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、当該契約の締結の勧誘を行うことをいう)を禁止している。これについて、京都市が平成24年度に全戸配布した訪問お断りステッカーを貼付することにより、条例上の拒絶の意思表示に該当することを明らかにしていただきたい。

三点目は、健康食品・化粧品の定期購入に係る相談の増加について、十分な被害救済がされていないことである。これについては、早急に契約不成立、不利益事実の告知等のアドバイスが検討されるべきであると考えており、不適正な取引行為として、条例施行規則(別表1)の(エ)商品の内容等の重要事項の虚偽告知(オ)商品の内容等の誇大説明(カ)商品の内容等の不利益事実の不告知等の適用について検討いただきたい。

四点目は、消費生活相談の件数が増加しており、ますます消費生活相談の重要性が増しているため、消費生活相談員の増員を検討いただきたい。

●事務局

消費者契約法、特定商取引法の改正により、本市だけでなく、京都府においても同様の項目について、審議会の部会が立ち上がっており、京都府消費生活安全条例施行規則の一部改正について議論されている。本市としては、府の審議状況を見極めたうえで、しっかりと検討していきたいと考えている。

また、条例解釈の変更等については、引き続き検討をしていきたいと考えている。

消費生活相談員について、平成23年、平成27年に1名増員し、現在12名体制としている。今後の相談状況の推移によっては検討する必要もあるが、現時点においては、現行の体制でしっかりと取り組んでいきたい。

○長野委員

条例改正について、府の動向と整合性を図る必要があるのは分かる。是非とも前向きに検討していただきたい。不招請勧誘行為について、電話・訪問販売による被害が非常に多い。特に脆弱な消費者といわれる高齢者や障害者の方にとっては訪問されたことで、被害に遭う確率が格段に高くなるため、お断りステッカーを訪問拒絶の意思として条例に適用していただきたい。大阪市、熊本市及び堺市では既に適用されているため、参考にして取り組んでいただきたい。

定期購入について、本来、国の消費者庁が対応すべきとは思いますが京都市においても前向きに検討いただきたい。

○若林会長

京都府における条例施行規則の見直しについての審議状況は、ほぼ一つの意見にまとまっており、施行について法務部門と相談をしている状況である。

それでは、他に御意見や御質問があればお願いしたい。

○渡邊委員

消費者教育のことで色々な取組をされていてびっくりした。成年年齢引下げに伴い、様々な教材を作成していることが分かった。資料1の携帯情報通信機器に関する学習啓発プログラムの実施件数について、小学校と比較して中学校が少ないと思う。今後の目標として実施件数を増やす必要があると思った。

また、出前講座については、実施件数49件に対して参加者数が1,035名となっていることはすごいと思った。出前講座で寸劇をする際に、主にどのような題材を採り上げているのか教えていただきたい。

●事務局

携帯情報通信機器に関する学習啓発プログラムについて、資料だけを見ると中学校の件数は少ないように思われるが、一回当たりの学習時間が小学生と比べ長いこともあり、また、この事業については、今年度から民間企業の啓発教材を活用した新たな内容の検討もしており、令和2年度から本格実施をする予定である。

出前講座について、寸劇の題材は色々あるが、分かりやすい例として、水道工事の訪問によるトラブルが挙げられる。

○若林会長

次に、議事(3)について、事務局から説明願う。

○若林会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○長野委員

消費者安全確保地域協議会設置に向けた取組について、これは市レベルで協議会を設置するということか。また、設置の予定時期を教えてください。

また、8ページの消費者安全確保地域協議会の概要について、「見守りネットワークにおける地域の連携イメージ」の中に是非弁護士会も入れていただきたい。

●事務局

消費者安全確保地域協議会について、現在、協議会は設置していないが、京都市消費生活総合センターが主体となって設置できるよう検討している。その前段階として、全行政区の地域ケア会議に参画し、高齢サポートとの連携強化を図っている。設置時期については、次期京都市消費生活基本計画を策定したうえで進めたい。

また、8ページについて、制度の概要欄に記載されている構成員の中に警察・司法関係が含まれており、弁護士会についてはこの中に位置付けられている。

○若林会長

私からも二点指摘したい。

一点目は、インターネットによる消費生活相談について、令和元年度の消費生活相談件数 9,520 件に対してインターネット相談が 270 件と余りに低い。もっと気軽にインターネットを活用した相談体制の充実を図る必要がある。

二点目は、令和2年度の消費者力パワーアップセミナーの開催方法についてである。適切な宣伝をしたうえで、zoom等のテレビ会議システムを活用して実施すると、実績数の10倍は参加者が増えると思う。特にコロナ下で、zoom等の使用方法についてはある程度浸透しているため、これを機にオンライン等を活用したセミナー開催を早急に具体化する必要がある。

●事務局

インターネットによる消費生活相談について、現在メールで対応をしているが、リアルタイムのやり取りではないこと、また、メールの文面だけでは相談内容を適切に把握できないこと等から、窓口や電話で相談をするように案内しているのが現状である。ライン等を活用し、リアルタイムに対応した消費生活相談の体制について検討したい。

セミナーの開催手法について、消費者パワーアップセミナーだけでなく、今後は新しい生活スタイルを踏まえ、オンライン配信等を利用した啓発手法等を取り入れることを検討している。

○西川委員

令和2年度の実施計画について、新型コロナウイルス感染症により、実施方法を変更された事業等はあるのか。

●事務局

例えば5ページに記載している「消費者団体と連携したポストコロナを踏まえたエシカル消費普及に係るイベントの実施」については、リモートを含めた実施方法を検討している。

○西川委員

最近、新型コロナウイルス感染症に関連する詐欺等の事案が増加している。ウイズコロナを踏まえた消費生活については、次期計画で具体的に策定されると思われるが、その対応については、次期計画の策定まで待てないので、柔軟に対応していただきたい。また、新型コロナウイルス感染症により、消費の形態も変わっているため、新しい情報をたくさん発信していただきたい。

○若林会長

他に何か御意見や御質問があればお願いしたい。

○高橋委員

地域で交流のある高齢者の方から電話勧誘や訪問勧誘等の相談を受けている。相談を受けた際は交番に行くように助言していたが、本日、初めて本審議会に出席し、消費生活総合センターが実施している幅広い取組を知ったので、広報に力を入れていただきたい。

また、幼児期からお金の大切さについて学ぶような事業を立ち上げてほしいと思った。

○若林会長

他に何か御意見や御質問があればお願いしたい。

○渡邊委員

これからも様々な取組を期待している。資料に記載されているエシカル消費の普及促進について、SDGsに関する説明が少ないと思うが、SDGsについてはどのようにお考えか。

●事務局

SDGsを実現するために、エシカル消費の考え方を普及促進することが必要であるとの認識である。

○若林会長

次に、議事(4)について、事務局から説明願う。

～ 事務局から、資料4について説明 ～

○若林会長

ただ今の説明に対して、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

○川村委員

新型コロナウイルス感染症の蔓延等の社会経済情報の変化により、生活困窮者が増えることが予想されており、SDGsが達成できるのかといった意見もある。次期計画の視点として貧困問題についても採り入れていただきたい。

○若林会長

意見も出そろったようなので、京都市においては、頂戴した意見を施策に反映するとともに、御検討いただければと思う。

これで本日の審議を終えさせていただき、最後に、事務局から発言願いたい。

～ 暮らし安全推進部長 挨拶～

○会長

以上をもって、第118回京都市消費生活審議会を終了する。

(終了)